告 示

埼玉県監査委員告示第六号

号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。 いて、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七 埼玉県包括外部監査人が実施した令和元年度の監査結果に基づき講じた措置につ

令和二年六月十六日

埼玉県監査委員 光 紀

埼玉県監査委員 小 山 山本 彰

埼玉県監査委員 神 尾 髙 善

埼玉県監査委員 白 土 幸 仁

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ:委託契約の財務事務の執行について

監査結果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項目	概 要	<u> </u>	151 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
防災行政無線施設保守点検業務委託【報告書109ページ】	【指摘1】蓄電池や触媒栓の期限切れについて、速やかに対応すべきである。 防災行政無線は、災害時に県庁から県内の市町村等に一斉に緊急通報を伝達するとともに、災害現場の状況をいち早く把握するために使用するもので、災害時に県民の生命及び財産の安全を確保するために極めて重要な設備である。 また、災害はいつ発生するかが不明であるため、防災行政無線施設及び設備については、常に万全の状態を確保することが求められる。本事業に用発電には、災害時の停電を想定して設けられている無停電電源装置や非常用発電されているにもかかわらず、交換がなされていなかった。消防防災課では、再整備を数年後に控えた状況において、事業費用の合理的な執行を図るものとして、毎月実施する発電機巡視点検において、を関しても重に異常がないこと並びに蓄電池電圧が正常であることを確認していたとのことである。確かにメーカー設定の交換期限を経過しても直ちにその機能をあるが、防災行政無線の重要性を鑑みるとれの表にとである。確かにメーカー設定の交換期限を経過しても直ちにその機能をの取扱いは慎重の上にも慎重を重ね、最も保守的な対応が求められる。それのでは、メーカー設定の交換期限到来時には速やかに交換すべきである。特に危機管理に関する事項については、予算措置を含め、すべてにおいて最優先かつ確実に実施されるべきものである。なお、平成29年度から令和2年度において、地上系再整備事業が行われており、当監査時点ではすべての蓄電池がメンテナンスフリー型のものに更新されていた。	平成29年度から実施している再整備工事において、全ての蓄電池について、触媒栓が不要かつ長寿命型のものを採用し、令和元年11月に更新を完了した。 なお、本取り組みにより、次回再整備工事のタイミングに合わせて蓄電池交換を行うことができるようになり、蓄電池の有効期限切れを回避することが可能となった。	消防課
約【報告書127ページ】	託執行願いについて(非医師会)」の決裁区分欄に「感染症対策幹」と記載されていたが、鉛筆で二重線を引かれた横に「課長」と鉛筆で記載されていた。また、課所長欄に修正テープが貼られた上に押印されていた。 これについて、決裁当初の段階では感染症対策幹決裁で回議・合議書が決裁に回付されていたが、その後、当事業は専決事項や財規等に基づき、保健	今後は起案時に財務規則に基づき決裁権者を確認し、文書に誤りがあった場合は、改めて、文書規程に基づき適正な文書作成を行なうことを令和2年3月13日に口頭及び電子メールにて職員に周知した。	保健医療政策課

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項目	概 要	血	15 = 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	【指摘4】個人情報の管理について、委託先に対する指導を徹底すべきである。当業務の委託契約の締結日は平成30年6月14日であったが、委託先における当業務の従事者が提出する誓約書(埼玉県個人情報保護条例の内容について説明を受け、埼玉県個人情報保護条例等に基づいて誠実に職務を行うことを誓約する書面。以下、「誓約書」という)の日付が平成30年7月27日付であった。事実を確認したところ、実際に通知文やHP上で受講生の募集を開始したのは平成30年7月6日であり、委託先が誓約書目付である平成30年7月27日以前に個人情報を取り扱っている可能性が大きいと考えられる。当該誓約書に関するプロセスは、委託先の当業務への従事事業は埼玉県の事業を民間を選がらといって実施するのということにはあるが、当事業がその間題であるが、といって委託者である埼玉県がその情を免れるということにはならない。よって委託先に対する指導を徹底させることが望まれる。なお、当該委託先においても個人情報に関する事項が周知徹底されて、委託先の従事者が個人情報を取り扱う前までにが当まれる。なお、当該委託先においても個人情報に関する事項が周知徹底されて、委託先の従事者が個人情報を取り扱う前までにが当まれている。なお、当該委託先においても個人情報に関する事項が周知徹底されて、委託先に対する指導を徹底が発生してしまったととについては、個人情報保護の観点からは明らかな事故である形で送信してしまうと、東質的な影響は相対的に大き、委託先よびメールの設定を変更して今後このような事故が発生しないように対策を講じた旨の書面が提出されている。また、受講生個人間ではよい、多く、実質的な影響は相対的に大きくはないとのことであった。しかしながら、個人情報については委託先においても慎重に取り扱うべきのり、埼玉県として登託先に対する指導を徹底することが望まれる。	総務・経理部門と十分連携し、財務に関するチェックシートを活用したダブルチェックにより、契約事務の適正化を図り、再発防止を徹底していく。 また、委託契約書の内容を見直し、個人情報の取扱いについては別記とし、委託先の業者には丁寧に説明するとともに、誓約書を取得した後も指導を徹底していくこととする。	農業支援課

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況

	<u></u> 監 査 結 果	監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項目	概 要	血重相水に至って、入は多つこして時 Uに相直v/f1合	15 3 味/刀
県道野体(近査平査【ペ 主勢線差目にに29書書の 東崎連事駅のででである。 東崎連事駅のででである。 東崎連事駅のででである。 東崎連事駅のでである。 東崎連事駅のである。 東崎連事駅のである。 大学のでは、 大学のである。 大学のでは、 大学のである。 大学のである。 大学のである。 大学のである。 大学のでは、 大学のである。 大学のである 大学のである ためである ためである ためである たっとのである ためである ためである ためである ためである ためを ためである ためを ためを ためを ためを ためを ためを ため ため ため ため ため ため ため ため ため ため ため ため ため	【指摘5】消費税等の計算についても考慮すべきである。 当初の契約の委託先の施行額に消費税が反映されていないことが後になって判明した。 これは、最初の契約締結当初、契約額について委託先では消費税抜の金額、それに対し埼玉県では消費税込の金額であると認識し、双方での認識が異なっていた。それが後になって双方のすり合わせにより、埼玉県にて自主的に判明したものである。判明後、消費税を反映した金額で双方同意の上、変更契約を締結している。 しかし、当時の消費税率でも8%と金額的には決して僅少な金額とはいえない。消費税は令和元年に10%に増税となっており、現在では金額的影響もより多額になっている。なお埼玉県では、消費税の認識にズレがないように契約内容を委託先と確認していくことを合意している。その後は双方確認を行っている結果、上記のような契約額への消費税の未反映は発生していない。 今後は消費税の認識について相違が生じてしまうことがないよう、消費税込みないし消費税抜きなのかを契約書、内訳書あるいはその他の資料等で予め明確にしておくことが重要である。	再発防止のため、令和2年度の業務から費用負担額の内訳書に 消費税額を記載する運用に改めた。	鉄道高架建設事務 所